

1 本計画の位置付け

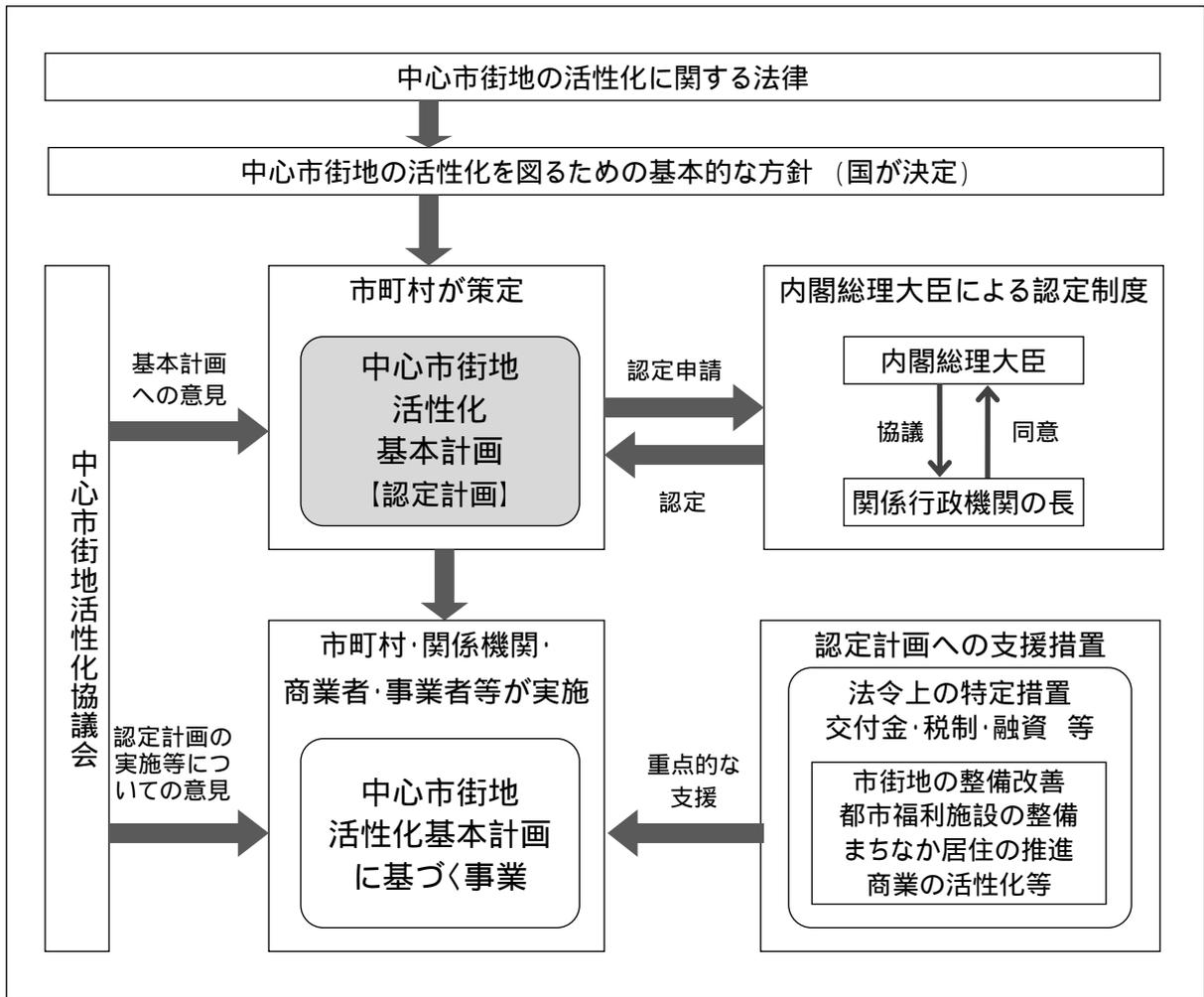
本市は、平成13年に中心市街地活性化基本計画（以下、「旧計画」という。）を策定し、様々な事業を進めてきました。旧計画策定から10年以上が経過し、記載事業の大部分は実施したものの、中心市街地が活性化したと評価される状況になく、引き続き取り組みを進める必要があります。

また、旧計画の策定以降、社会経済情勢は刻々と変化しており、少子高齢化対策、地域コミュニティの再生、低炭素社会の実現など、社会潮流に応じた重要な課題が指摘されています。平成18年には「中心市街地活性化に関する法律」が改正され、地域の関係団体等から組織される中心市街地活性化協議会の意見を踏まえて市町村が策定する中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定し、認定計画に掲げた具体的な事業を重点的に支援する仕組みが取り入れられるなど、中心市街地活性化に関する国の政策も見直しが行われました。

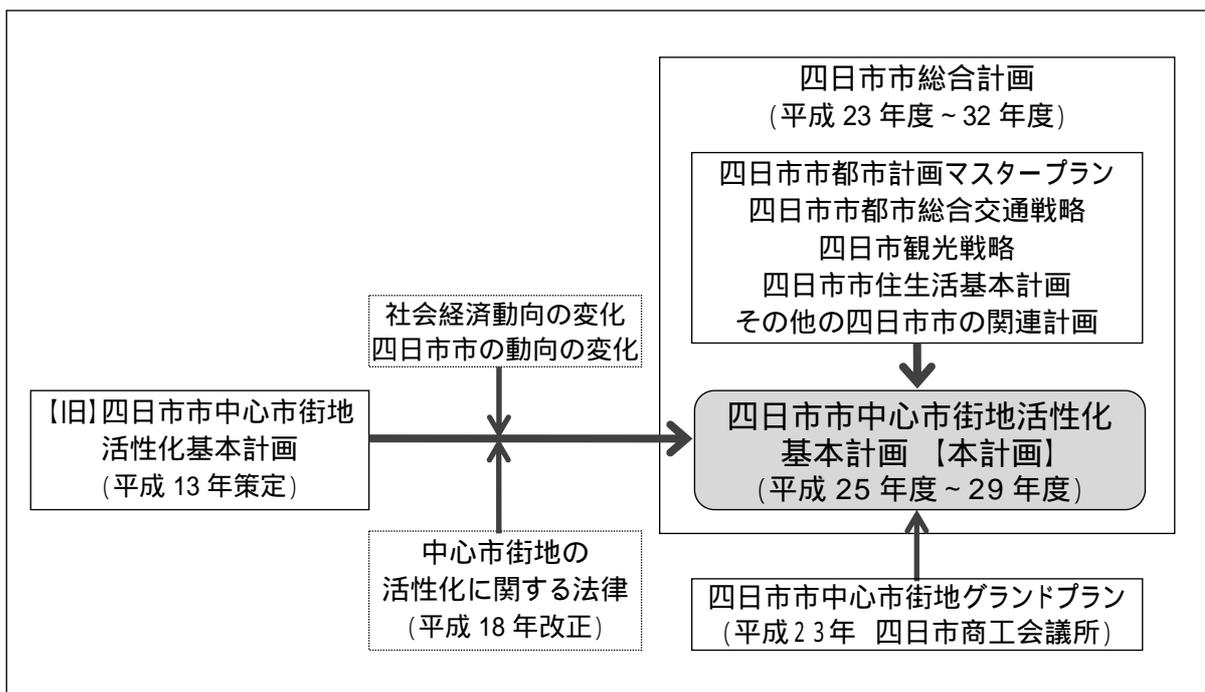
本市においては、平成23年度から10ヶ年を計画期間とする「四日市市総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。総合計画は、総合計画は四日市という都市のビジョンであり、これに基づいて市民や事業者も行動していくための指針となるものです。この中で、市民や事業者等が主体的に参画した協議・検討の場を設け、それぞれの役割を明確にした行動計画等を策定するとともに、すべての当事者が連携して確実な事業推進に取り組んでいくという方向性を示しています。

今回策定する中心市街地活性化基本計画は、上記の総合計画で示した方針に基づき、四日市をとりまく社会経済情勢の変化や、旧計画の進捗状況等を踏まえ、中心市街地により多くの人が集い、快適な生活を営む場として賑わいのある、新しい時代の本市の中心市街地を形成するため、四日市市及び関係機関、事業者、事業者が実施する具体的な方策や事業の方向性を掲載する、事業の実施計画としての性格を有するものです。

図．中心市街地活性化基本計画の国における位置づけ



図．中心市街地活性化基本計画の四日市市における位置づけ



< 四日市市総合計画 2011 年度～2020 年度 > (平成 23 年 3 月)

目標とする都市像

みんなが誇りを持てるまち 四日市

安心、元気・魅力、絆のあるまちを目指して

実現に向けての基本目標

- 都市と環境が調和するまち
- いきいきと働ける集いと交流のあるまち
- 誰もが自由に移動しやすい安全に暮らせるまち
- 市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち
- 心豊かな“よっかいち人”を育むまち

基本目標を達成するにあたっての5つの視点

- 共に生きる社会の実現
 - 男女共同参画社会の実現 / 多文化共生のまちづくり / 人権尊重のまちづくり
- 地域主権の確立
 - 行財政能力の向上 / 「中核市」への早期移行
- 高度情報化社会への対応
 - 情報通信技術の有効活用
- 都市経営の視点
 - まちに関わるあらゆる主体の連携・協働 / 「新しい公共」の実現
- 行財政改革と健全な行財政運営
 - 事務事業の見直しや公民の役割分担 / 簡素で効率的な行財政改革 / 新たな歳入確保

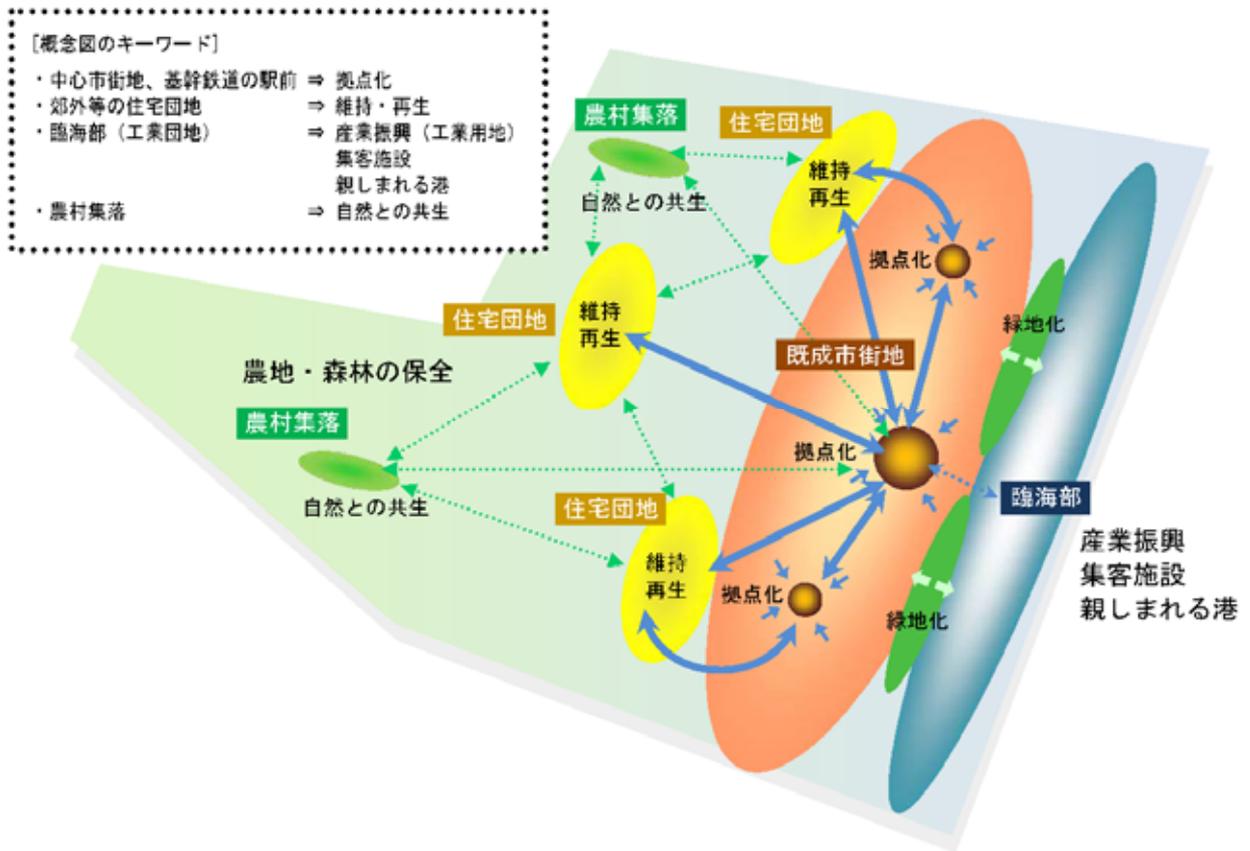
中心市街地に関係する重点的な施策

コンパクトシティに向けた取り組み (基本目標 都市と環境が調和するまち)

近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅にかけての中心市街地、拠点となる駅前市街地など公共交通によりアクセス可能な都市機能集積地では、広域的な都市機能の維持・集積により市民が世代や空間を越えて交流する場所としての拠点化を進め、自動車に依存せずに暮らせる(「エコ・アーバン・ライフ」を実現できる)魅力的な住・商複合市街地を形成します。

その中で、JR四日市駅周辺では、駅前広場の再整備や旧港周辺に至る歩行者動線の整備などを推進し、港と一体となったまちづくりに取り組みます。

■土地利用概念図



買い物拠点の再生（基本目標 いきいきと働ける集いと交流のあるまち）

中心市街地の複合型商業集積に対して、引き続き活性化に向けた支援を行うとともに、アーケードやカラー舗装などを有している中心商店街については、車両乗り入れ禁止による安全な歩行空間であることを積極的に生かし、商業だけでなく、文化施設や福祉・医療施設なども立地した、高齢者や若者にも受け入れられる街としての再生を支援します。また、デザイン・出版等の都市型産業の誘致に向けて支援策の充実を図ります。

それとともに、市民や商業者等が主体的に参画した協議・検討の場を設け、それぞれの役割を明確にした行動計画等を策定するとともに、すべての当事者が連携して確実な事業推進に取り組んでいきます。

< 四日市市都市計画マスタープラン >（平成 23 年 7 月）

まちづくりの基本的な考え方

生活者の視点に立つまちづくり

既成市街地等の再整備と有効活用

自然環境の保全と創出

誰もが移動しやすい交通環境づくり

市民と市の協働によるまちづくり

中心市街地の土地利用の基本方針

中心市街地は各種公共公益施設が集積するとともに、本市の商業の中心であり、市の顔、市民共有の財産ともいえる地域です。一時期は、商業の衰退とともに人口も減少傾向にありましたが、近年では、商業機能や人口の回帰が見られるようになりました。

このため、今後とも市民が集まり・交流する場としての機能を維持しつつ、土地の高度利用や土地利用転換によって都心居住を進め、中心商業地を支える人口を増やし、本市の中心市街地の活性化を推進します。

【住宅地】

近鉄・JR 四日市駅周辺の中心市街地では、民間活力による市街地再開発事業や高度利用を促し、商業業務機能の維持・拡充とともに都心居住を進めるなど複合的な土地利用を目指します。

【商業地・業務地】

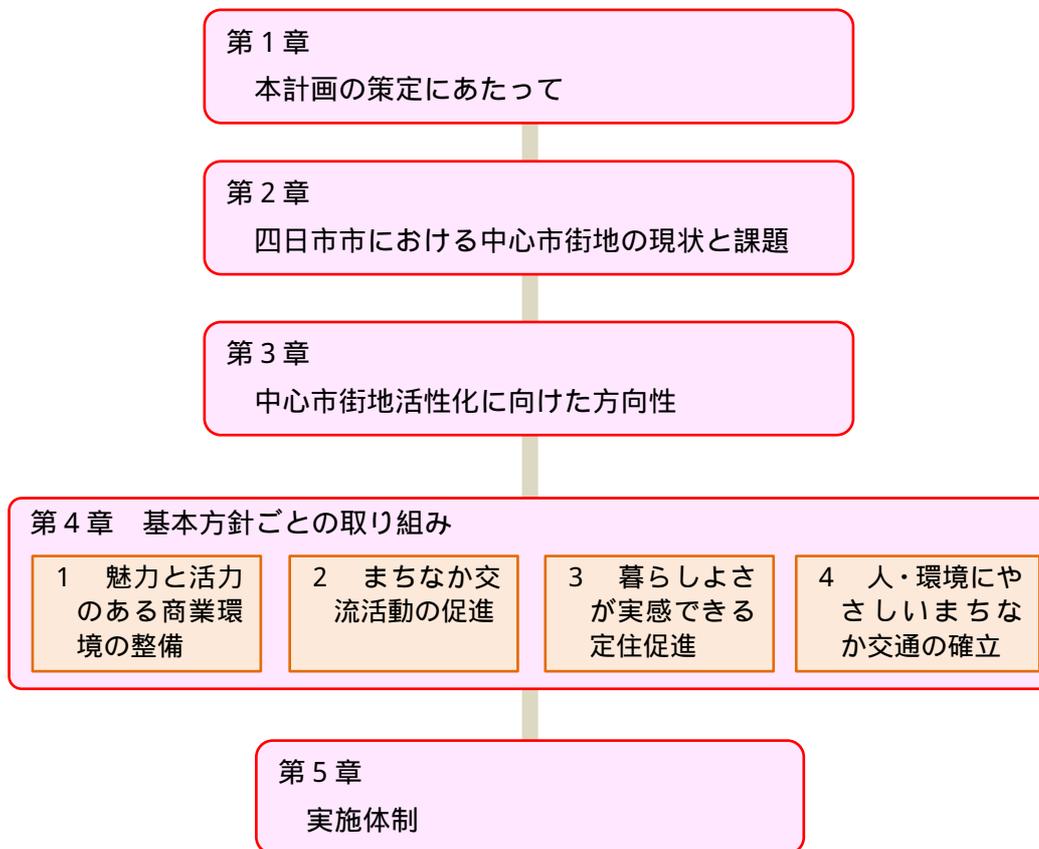
市街地の再整備などによる商業・業務機能の強化や大規模集客施設の集積を図ります。また、都心居住の促進や文化施設や福祉・医療施設などの公共公益施設の立地促進を図り、多様な魅力ある商業・業務地の形成を目指します。併せて、鉄道やバスなどの交通結節機能の強化や歩行空間や自転車走行空間の整備を進め、にぎわいや回遊性の向上を図ります。



本計画は、市民や中心市街地居住者、事業者・商業者などの意向を把握しつつ、中心市街地のあるべき姿やその実現に向けた施策・事業を掲げるものです。

なお、本計画は、中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の認定の可能性を見据えながらも、中心市街地の活性化に向けた方向性の共有に重点を置きます。また、事業については、まずはできる事から順次取り組んでいくとの姿勢のもと、各事業実施主体の取組みを整理し、関係者が共有できる計画とすることを目指します。なお、すぐに具体的な事業を実施することはできないが、引き続き検討することが望まれる課題やアイデアについても、できる限り計画に記載します。

図. 本計画の構成



3 本計画の計画期間等

本計画の計画期間は5年間とし、この期間に実施・着手する具体的事業や、今後、引き続き検討が必要な事項について記載します。

記載する事業は、市・県・国が実施する事業の他、民間事業者や市民が主体的に実施する事業、官民協働で取り組む事業も対象とします。

4 本計画における中心市街地の位置及び区域

既存の都市資源の蓄積や、これまでの取り組みの継続性を確保するため、旧計画に定める中心市街地の位置及び区域と同様に、東西をJR四日市駅周辺(国道164号まで)から堀木日永線までを含んだ区域、南北を阿瀬知川・鵜の森公園から柳通りを含んだ区域とします。(区域面積 約185ha)

図. 中心市街地の範囲

